

令和5年度 電線共同溝整備事業のPPP/PFI導入に係る調査検討業務

公募型企画競争 提案説明書

令和5年7月

札幌市建設局土木部道路課

## 1 業務名

令和5年度 電線共同溝整備事業の PPP/PFI 導入に係る調査検討業務

## 2 本説明書の趣旨

本説明書は、「令和5年度 電線共同溝整備事業の PPP/PFI 導入に係る調査検討業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

## 3 業務目的

電線類等を地中へ埋設する等の無電柱化は、道路の「防災性の向上」「安全性・快適性の確保」「良好な景観形成」のため、全国的に重要な施策となっており、本市では主に電線共同溝方式で整備を実施している。近年においては災害が激甚化・頻発化する等の情勢を踏まえ、特に「防災」を重視し、電線共同溝整備事業を推進している。

本業務は、電線共同溝整備事業に PPP/PFI 手法を導入することで、効果的かつ効率的な施設整備等が可能であるかを調査・検討するものである。

## 4 業務内容

電線共同溝整備事業における PPP/PFI 手法の導入について調査・検討し、必要となる情報や資料の収集・整理をするとともに、本市の検討に対する助言や補助等を行うこと。

### (1) 事業スキームの検討等

従来手法のほか官民連携による事業手法から導入可能性のある事業スキームを設定し、比較検討する。

#### ア 事業手法の抽出

電線共同溝整備事業で想定される PPP/PFI 手法を抽出する。なお、事業の範囲や資金調達、PFI 法の適用などの視点を勘案すること。

#### イ 事業条件の検討

アで抽出した PPP/PFI 手法について、事業期間や業務範囲、事業全体のスケジュールなどを検討する。なお、検討の対象とする路線は、環状通内側に位置する第1次緊急輸送道路や「札幌市バリアフリー基本構想 2022」で生活関連経路に指定され、将来的な電線共同溝整備事業を予定している路線のうち、標準的な条件で検討できる連続した区間（2 km程度）を選定することとし、委託者と協議の上決定する。

#### ウ リスク分担の検討

電線共同溝整備事業に係るリスクの抽出・分析・整理等を行い、リスク負担者の管理能力等を評価したうえで、事業スキームごとにリスク分担を整理・検討する。

### (2) 市場調査

(1)における事業スキーム等の検討結果の妥当性や参入意向、概算見積などについて、民間事業者への調査や意見聴取を行う。なお、調査対象とする事業者や調査方法・内容などは委託者と協議のうえ決定する。

### (3) 評価

#### ア 定量評価

事業スキームごとに LCC を算出し、VFM や事業期間等を基準とした年次別の財政収支のシミュレーションを作成の上、各事業スキームについて定量的側面から評価する。また、感度分析などの手法を参考に、事業条件を変更した場合の VFM への影響などを試算すること。

#### イ 定性評価

事業スキームごとに課題や留意事項、メリット、デメリット等を整理し、各事業スキームについて定性的側面から評価する。

#### ウ 総合評価

ア、イの結果に基づき、事業スキームごとの導入可能性を総合的に評価・比較する。

### (4) PPP/PFI 手法の導入に向けた検討事項の整理等

(3) の評価結果に基づき、PPP/PFI 手法の導入が有効と判断された場合に、今後検討すべき以下の事項の概要・方針案を整理し、それらを踏まえたスケジュール（案）を作成する。

#### ア 実施方針・要求水準書の作成・公表

#### イ 特定事業の選定

#### ウ 事業者選定委員会の設置・運営

#### エ 事業者選定における審査基準等

#### オ その他契約締結までの必要な事項

### (5) 概要資料の作成

令和 6 年 1 月末までに (1)～(4) の結果をまとめた概要資料を作成すること。概要資料は令和 6 年 2 月頃に開催予定の市内部委員会における検討で使用し、その結果は (7) で作成する報告書に反映すること。委員会への出席や議事録作成等は行わない。

### (6) 打合せ

業務の進行・検討状況に合わせ、円滑に進むよう適切なタイミングに本市と打合せを行う。

### (7) 報告書の作成

(1) から (6) を踏まえ、報告書を作成する。

## 5 成果品

概要資料及び報告書の提出を求める。詳細は仕様書（別紙 1）を参照すること。

## 6 企画提案を求める事項

下記 (1)～(8) の内容について企画提案を募集する。

### (1) 業務執行体制及び実施スケジュール

本業務の目的を達成するための業務執行体制及び実施スケジュールを提案すること。提案書には、担当技術者の関連業務経験を記載すること。また、本業務の一部を委託する場合は委託する業務範囲や役割分担、委託が必要な理由を記載すること。

(2) 過去の業務実績

PPP/PFI 導入可能性調査など PPP/PFI に関する調査・検討業務の実績や、その実績を本業務にどう活かせるのかを提案すること。

(3) 業務実施方針

本業務の趣旨・目的を踏まえた実施方針を提案すること。

(4) 事業スキームの検討等

事業スキームやリスク分担などの検討方法について、具体的に提案すること。

(5) 市場調査

調査方法や調査対象などについて、具体的に提案すること。

(6) 評価

各事業スキームの導入可能性を定量的・定性的な側面から総合的に評価・比較する方法について、具体的に提案すること。なお、定量評価において、事業条件を変更した場合の VFM への影響などを試算する方法についても提案すること。

(7) PPP/PFI 手法の導入に向けた検討事項の整理等

PPP/PFI 手法の導入に向けて検討するべき事項を整理する方法や、それらを踏まえたスケジュール案を作成する方法について、具体的に提案すること。

(8) その他独自提案

本業務の目的を達成するにあたり、上記以外で効果的と考える事柄について、具体的に提案すること。

## 7 提案の上限額

本業務の委託費は 10,660 千円以内（税込）とする。

## 8 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで。

## 9 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁、令和 2 年 3 月 26 日最近改正）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 過去に類似の業務実績を有していること。

## 10 参加手続等に関する日程

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 企画提案の公募開始   | 令和5年7月27日(木)     |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和5年8月8日(火)      |
| (3) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年8月29日(火)     |
| (4) 一次審査(書類審査)  | 令和5年8月31日(木)(予定) |
| (5) 二次審査(ヒアリング) | 令和5年9月4日(月)(予定)  |

## 11 一般事項(提出方法等)

### (1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部を提出するとともに、PDF形式の電子媒体(CD又はDVD)を1部提出すること。(書類の提出にあたっては、一式を左肩1箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、9部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留め、ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本や折り込み等はせず、用紙の規格や枚数、様式等を厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4縦、片面印刷、1枚、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

※積算根拠がわかるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

### (2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参により下記へ提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所本庁8階)

札幌市 建設局 土木部 道路課

電話：011-211-2617 FAX：011-218-5137

### (3) 提出期限

令和5年8月29日(火)17時必着。なお、郵送の場合は特定記録によること。

※持参による提出は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の9～17時

(4) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）をつけること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(5) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(6) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

## 12 質疑一般事項（提出方法等）

### (1) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式5）により、要旨を簡潔にまとめ、下記15の連絡先まで持参・FAX・メールにより提出すること。

### (2) 質問の受付期限

令和5年8月8日（火） 17時必着

※ 持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市建設局土木部入札・契約情報のホームページで随時掲載する。

## 13 選定方法

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「令和5年度 電線共同溝整備事業のPPP/PFI導入に係る調査検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、評価項目及び評価基準票（別紙2）により総合的に審査し、最も優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

### (1) 参加資格の確認及び一次審査（書類審査）

ア 参加資格については、「9 参加者の資格要件」に基づき確認を行う。

イ 一次審査では書類審査により、評価項目及び評価基準表の審査項目を総合的に評価する。  
なお、一次審査の審査結果は二次審査に引き継ぐことはしない。

ウ 参加資格の確認及び一次審査の結果は、確定後速やかに参加者全員に通知する。

エ 一次審査の通過者数は、3者程度とする。なお、参加者が少数の場合は一次審査を省略し、参加者に別途連絡する。

### (2) 二次審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案について、ヒアリングにより、評価項目及び評価基準表の審査項目を総合的に評価する。

イ ヒアリングは、1者20分（説明15分、ヒアリング5分）を想定し、順次個別に行う。二次審査の対象者数等により、1者あたりのヒアリング時間を変更する可能性がある。なお、説明は企画提案書のみを用いて行うこととする。その他ヒアリングに関する事項については、別途通知する。

ウ 委員会の委員による評価の合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。

エ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は契約候補者としてしない。また、参加者が1者であっても、最低基準点に満たない場合は契約候補者として選定しない。

オ 委員会による採点が同点の場合は、委員会の協議により選定する。

### (3) 審査結果の通知

一次審査及び二次審査それぞれに、審査結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

(4) 非選定理由に関する事項

契約候補者に選定されなかった者は、非選定理由開示請求書（様式6）により、非選定理由について説明を求めることができる。

（提出方法） 非選定理由開示請求書（様式6）を、下記15の連絡先まで持参又は郵送により提出すること。

※ 持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

（受付期限） 通知した日の翌日から起算して7日目の17時必着。なお、郵送の場合は特定記録によること。

#### 14 契約候補者との役務契約の条件

- (1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (2) 最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。
- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合並びに評価の合計点数が満点の6割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約の相手方とはしない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第167条の4に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

#### 15 本提案説明書に関する連絡先

札幌市 建設局 土木部 道路課

（〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階南側）

電話 011-211-2617 FAX 011-218-5137 E-mail: [dobokudoro@city.sapporo.jp](mailto:dobokudoro@city.sapporo.jp)

※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8時45分～17時15分



令和 5 年度 電線共同溝整備事業の PPP/PFI 導入に係る調査検討業務 仕様書

1 一般事項

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、札幌市建設局土木部道路課が実施する「令和 5 年度 電線共同溝整備事業の PPP/PFI 導入に係る調査検討業務」の委託に適用する。

2 この仕様書に記載のない事項、または解釈に疑義を生じた場合は、委託者と十分協議のうえ決定するものとする。

(業務の準備)

第 2 条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、最高の技術を発揮するよう責任のある技術者を備えなければならない。

(業務計画書)

第 3 条 本業務の契約後、受託者は本業務の実施に先立ち業務計画書を作成し、あらかじめ委託者の承認を得ること。

(打合せ)

第 4 条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。

(資料等の貸与及び返還)

第 5 条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第 6 条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用してはならない。

(成果品)

第 7 条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権は本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。

2 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 成果品の作成に際しては、委託者、受託者双方協議のうえ、内容・形式を決定すること。

(環境負荷の低減)

第 8 条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

## 2 業務の概要

### (1) 業務の名称

令和5年度 電線共同溝整備事業の PPP/PFI 導入に係る調査検討業務

### (2) 業務の目的

電線類等を地中へ埋設する等の無電柱化は、道路の「防災性の向上」「安全性・快適性の確保」「良好な景観形成」のため、全国的に重要な施策となっており、本市では主に電線共同溝方式で整備を実施している。近年においては災害が激甚化・頻発化する等の情勢を踏まえ、特に「防災」を重視し、電線共同溝整備事業を推進している。

本業務は、本市の現状や他事例等を踏まえ、電線共同溝整備事業に PPP/PFI 手法を導入することで、効果的かつ効率的な施設整備等が可能であるかを調査・検討するものである。

## 3 業務の内容

電線共同溝整備事業における PPP/PFI 手法の導入について調査・検討し、必要となる情報や資料の収集・整理をするとともに、本市の検討に対する助言や補助等を行うこと。

### (1) 事業スキームの検討等

従来手法のほか官民連携による事業手法から導入可能性のある事業スキームを設定し、比較検討する。

#### ア 事業手法の抽出

電線共同溝整備事業で想定される PPP/PFI 手法を抽出する。なお、事業の範囲や資金調達、PFI 法の適用などの視点を勘案すること。

#### イ 事業条件の検討

アで抽出した PPP/PFI 手法について、事業期間や業務範囲、事業全体のスケジュールなどを検討する。なお、検討の対象とする路線は、環状通内側に位置する第1次緊急輸送道路や「札幌市バリアフリー基本構想 2022」で生活関連経路に指定され、将来的な電線共同溝整備事業を予定している路線のうち、標準的な条件で検討できる連続した区間（2km程度）を選定することとし、委託者と協議の上決定する。

#### ウ リスク分担の検討

電線共同溝整備事業に係るリスクの抽出・分析・整理等を行い、リスク負担者の管理能力等を評価したうえで、事業スキームごとにリスク分担を整理・検討する。

### (2) 市場調査

(1)における事業スキーム等の検討結果の妥当性や参入意向、概算見積などについて、民間事業者への調査や意見聴取を行う。なお、調査対象とする事業者や調査方法・内容などは委託者と協議のうえ決定する。

(3) 評価

ア 定量評価

事業スキームごとに LCC を算出し、VFM や事業期間等を基準とした年次別の財政収支のシミュレーションを作成の上、各事業スキームについて定量的側面から評価する。また、感度分析などの手法を参考に、事業条件を変更した場合の VFM への影響などを試算すること。

イ 定性評価

事業スキームごとに課題や留意事項、メリット、デメリット等を整理し、各事業スキームについて定性的側面から評価する。

ウ 総合評価

ア、イの結果に基づき、事業スキームごとの導入可能性を総合的に評価・比較する。

(4) PPP/PFI 手法の導入に向けた検討事項の整理等

(3) の評価結果に基づき、PPP/PFI 手法の導入を有効と判断した場合に、今後検討すべき以下の事項の概要・方針案を整理し、それらを踏まえたスケジュール（案）を作成する。

ア 実施方針・要求水準書の作成・公表

イ 特定事業の選定

ウ 事業者選定委員会の設置・運営

エ 事業者選定における審査基準等

オ その他契約締結までの必要な事項

(5) 概要資料の作成

令和 6 年 1 月末までに (1)～(4) の結果をまとめた概要資料を作成すること。概要資料は令和 6 年 2 月頃に開催予定の市内部委員会における検討で使用し、その結果は (7) で作成する報告書に反映すること。委員会への出席や議事録作成等を行わない。

(6) 打合せ

業務の進行・検討状況に合わせ、円滑に進むよう適切なタイミングに本市と打合せを行う。

(7) 報告書の作成

(1) から (6) を踏まえ、報告書を作成する。

4 貸与資料

検討に必要な資料を協議のうえ随時貸与する。

## 5 業務期間

- (1) 業務着手の日から、令和6年3月22日（金）までとする。
- (2) その他の各作業項目においても、予め委託者が作業上必要と認められる一部の成果品の提出を求めた場合は、受託者は業務期間内であっても迅速に提出すること。
- (3) 業務スケジュール  
委託者と協議のうえ決定する。

## 6 提出書類

- (1) 契約後速やかに提出する書類
  - ア 業務着手届 2部
  - イ 業務実施計画書 2部
  - ウ 業務工程表 2部
  - エ 業務責任者等指定通知書 2部
- (2) 履行期間中に提出する書類（令和6年1月末まで）
  - ア 概要資料 3部
  - イ 電子データ 一式
- (3) 業務完了時に提出する書類
  - ア 業務完了届 2部
  - イ 成果報告書（本編） 3部
  - ウ 成果報告書（概要版） 3部
  - エ 参考資料 一式（業務上作成した資料、提供可能参考文献等をすべて含む）
  - オ 電子データ 一式
- (4) その他委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

## 7 提出成果品

製本（A4版 本編、概要版各3部）

〔備考〕 提出成果品について、データ（CD等の媒体に収めたもの）も併せて提出すること。形式はワード又はエクセルとし、これ以外のソフトウェアの利用については、委託者の了承を得ること。この場合は、利用したソフトウェア本体（2以上のライセンスを保持したもの）も併せて納品すること。

## 令和5年度 電線共同溝整備事業のPPP/PFI導入に係る調査検討業務 評価項目及び評価基準表

実施委員審査項目（採点は令和5年度 電線共同溝整備事業のPPP/PFI導入に係る調査検討業務に係る企画競争実施委員会の委員が行う）

評価項目		評価基準	配点
業務執行能力	(1) 業務執行体制及び実施スケジュール	・業務を円滑に実施する体制が整っているか ・実施スケジュールの設定は妥当であるか	10
	(2) 過去の業務実績	・業務を実施するにあたり、十分な履行実績を有しているか	10
	(3) 業務実施方針	・業務の趣旨や目的を踏まえた実施方針となっているか	10
業務実施手法	(4) 事業スキームの検討等	・事業スキームやリスク分担などの検討方法について、具体的・効果的な提案となっているか	10
	(5) 市場調査	・調査方法や調査対象などについて、具体的・効果的かつ実現可能な提案となっているか	20
	(6) 評価	・各事業スキームの導入可能性を定量的・定性的な側面から総合的に評価・比較する方法について、具体的・効果的な提案となっているか ・定量評価において、事業条件を変更した場合におけるVFMへの影響などを試算する方法を提案しているか	20
	(7) PPP/PFI手法の導入に向けた検討事項の整理等	・PPP/PFI手法の導入に向けた検討事項の整理やスケジュール案の作成の方法について、具体的・効果的な提案となっているか	10
	(8) その他独自提案について	・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、具体的・効果的な提案がなされているか	10
		合 計	100